

島 調 発 第 1 3 7 号

平成19年12月7日

各 会 員 殿

島根県土地家屋調査士会

会 長 加 藤 俊 彦

登記申請書作成支援ソフトウェアの更新作業について

12月6日付け日調連発第296号をもって、連合会より別添のとおり、通知がありましたので、お知らせいたします。

対応の方法を要約しますと、

1. 登記申請書支援ソフトのバージョンを、既に最新のV3.5Aに更新済みの会員
→今回、対応の必要はありません。
2. 支援ソフトをインストールしているが、バージョンV3.5Aへの更新を行っておらず、使用中のバージョンがV3.0A以降である会員
→①12月14日（金）までなら、支援ソフト画面上の「バージョン確認」等のボタン操作により、最新バージョンV3.5Aに更新が可能。
②12月17日（月）以降は、現在使用中のソフトをアンインストールした上で最新バージョンV3.5Aをインストールする必要があります。
3. 支援ソフトをインストールしているが、バージョンV3.5Aへの更新を行っておらず、使用中のバージョンがV3.0Aより前のものである会員
→12月14日の前後に関わらず、上記②同様、現在使用中のソフトをアンインストールした上で最新バージョンV3.5Aをインストールする必要があります。

・詳しくは、後記文書参考願います。

事 務 連 絡

平成19年12月4日

民事局民事第二課長 殿

官房秘書課情報管理室長

登記申請書作成支援ソフトウェアのバージョンアップに係る司法書士及び土地家屋調査士への周知について（依頼）

平素、法務省総合的な受付・通知システム（以下「オンライン申請システム」という。）の運用に多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、オンライン申請システムについては、御承知のとおり、今後のオンライン申請・届出件数の増大に対応するために、現在更新作業を実施中であり、更新後のオンライン申請システム（以下「次期システム」という。）については、本年12月17日（月）から運用を開始する予定です。

ところで、次期システムについては、オンライン申請・届出件数の増大に向けた性能強化のため、システム構成を現行のオンライン申請システム（以下「現行システム」という。）から一部変更することとしており、これに伴い、「登記申請書作成支援ソフトウェア」（以下「支援ソフト」という。）にも一部仕様の変更が生じることから、当該仕様変更を反映した最新バージョンの支援ソフト（V3.5A）が本年12月10日（月）にリリースされる予定です。

V3.0A以降のバージョンの支援ソフトを利用している利用者が、最新バージョンの支援ソフトに更新する場合には、支援ソフトの画面上のボタン操作のみによりすることができるところ、本件に係る支援ソフトのバージョンアップについては、現行システム運用中の本年12月14日（金）までの間に上記操作によるV3.5Aへの更新を行わなかったときは、次期システム移行後の同月17日（月）以降は、上記操作による支援ソフトの更新ができなくなります。この場合、利用者が最新バージョンの支援ソフトに更新するためには、自己の端末にインストール済みの旧バージョンの支援ソフトをアンインストールした上で、最新バージョンの支援ソフトをインストールしなければならないという負担が生じます。

当室としては、上記の利用者の負担を極力回避するため、オンライン申請シ

システムのホームページにおいて、利用者に対し、本年１２月１４日までの間に、上記操作により支援ソフトを V3.5A に更新していただくよう御案内しているところですが、業務上頻繁に支援ソフトを利用する司法書士及び土地家屋調査士に対しては、本件についてより直接的な周知を図ることが、利用者の負担軽減策としてより効果的であると考えております。

つきましては、本件について、貴局から日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会あて周知いただき、各連合会所属の司法書士及び土地家屋調査士に対して、下記のことについて周知方御依頼いただけますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 本年１２月１０日（月）リリース予定の最新バージョンの支援ソフト（V3.5A）への更新について、同リリース後から本年１２月１４日（金）までの間に、支援ソフトの画面上の「バージョン確認」等のボタン操作により更新を行っていただきますようお願いいたします。※
- 2 上記１の期間内に上記１の操作による支援ソフトの更新を行わなかった場合、１２月１７日（月）以降に最新バージョンの支援ソフトに更新するためには、旧バージョンの支援ソフトをアンインストールした上で、最新バージョンの支援ソフトをインストールしていただくこととなりますので、御注意願います。
- 3 上記１の支援ソフトに更新後は、本年１２月１７日（月）より後にバージョンアップされる支援ソフトについては、従前どおり支援ソフトの画面上のボタン操作により最新バージョンの支援ソフトに更新することができますので、念のため申し添えます。

※ V3.0A より前のバージョンの支援ソフトがインストールされている場合には、上記１の期間内であっても、最新バージョンの支援ソフトに更新するためには、旧バージョンの支援ソフトをアンインストールした上で、最新バージョンの支援ソフトをインストールしていただく必要がありますので、御注意願います。